 <h1>ほうらい</h1>	<p>教育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かしこく ○ やさしく ○ たくましく 	<p>一関市立猿沢小学校 令和5年10月12日 第27号 文責：亀丸</p>
---	---	--

学校運営支援協議会とは

文部科学省では、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子ども達を育む「地域とともにある学校づくり」を推進しています。

そのため各学校では、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の仕組みづくりを行っています。「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」とは、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みです。

一関市では令和6年度から市内の市立小中学校でこの制度を完全実施することになっています。ただし一関市では、「学校運営協議会」という名称ではなく、「**学校運営支援協議会**」という名称にしています。

それに伴い本校でも現在準備をしているところです。今号では「学校運営支援協議会」について保護者の皆様にお知らせしたいと思います。

1 「学校運営協議会」の主な役割（国の定め）

(1) 法令に定める役割

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、意見を述べることができる。

(2) 留意事項

- ① ①②については、方針の支援を基本とし、教育委員会の権限を超えるものではないこと。
- ② ③については、意見は校長の具申に付加できる一般事項に限定した内容であること。

2 「学校運営支援協議会」の主な役割と内容（一関市の場合）

- (1) 法令に定める役割は「学校運営協議会」と同じ。
- (2) 委員の人数 各校15人以内。（地域住民，PTA，有識者，校長など）
- (3) 会議の回数 年3回程度。
- (4) 会議のテーマ 学校運営の基本方針の承認，学校支援や学校課題についての協議・意見交換。
※ 学校支援・・・児童の安全，学習，行事，学習施設環境 等

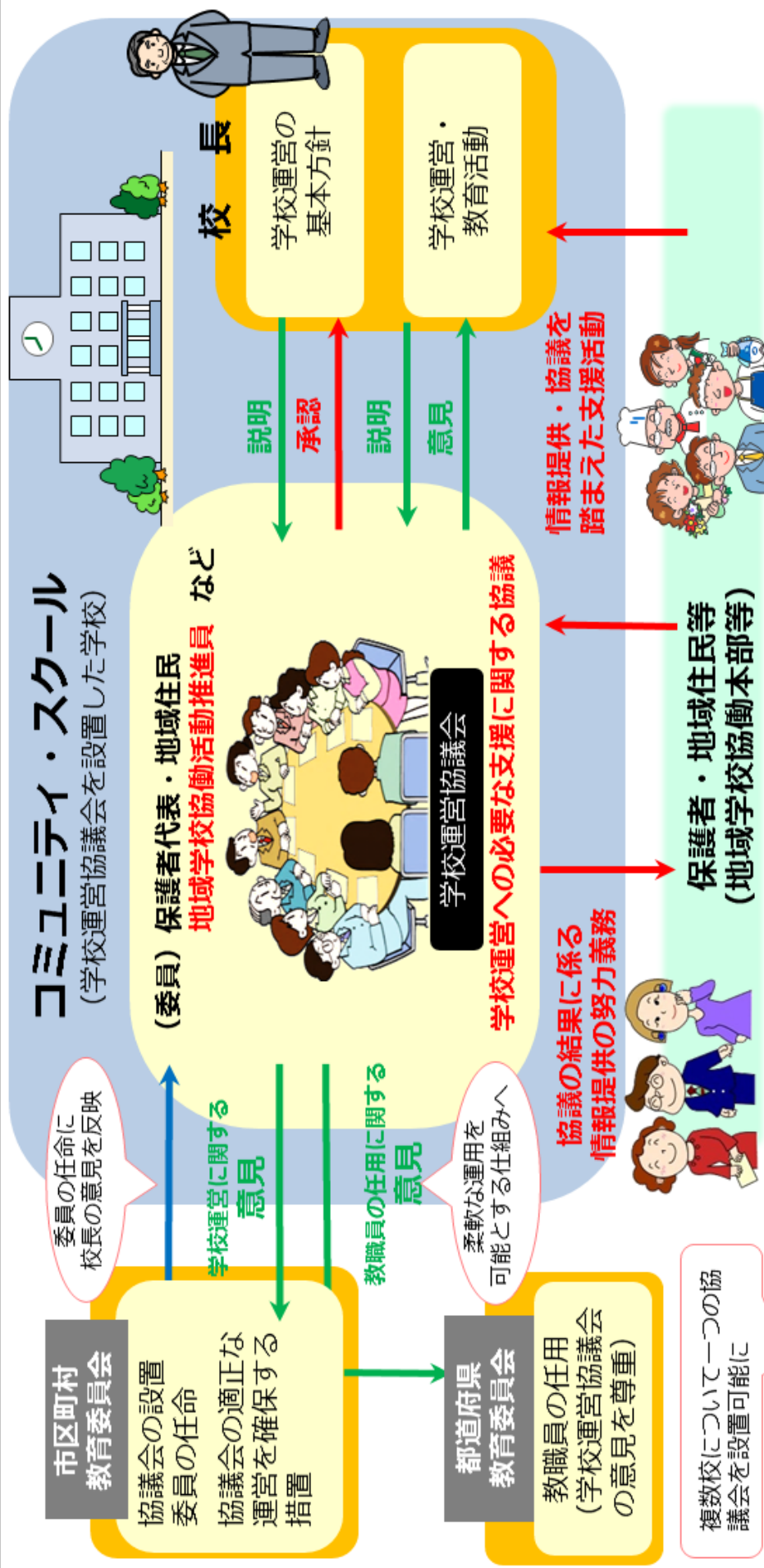
※ 今までの学校評議員制度との大きな違いは、「学校運営の基本方針を承認する」，「学校運営や教職員の任用について意見を述べる」ことができる点です。

3 本校では

本校では現在令和6年度の「学校運営支援協議会」の組織を検討しているところです。現段階では今年度の評議員の方々と数名の地域の皆様，PTAの代表の方等で委員を考えています。決まりましたらさっそく第1回目の会議をもち，来年度の本格実施に備えたいと思います。本校の「学校運営支援協議会」について詳細が決まりましたら，改めてお知らせいたします。

資料（文部科学省発行）は裏面

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



＜学校運営協議会の主な役割＞

地教法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

